

母性健康管理措置

母性健康管理措置（法第12条・13条）

事業主は、妊娠中・出産後の女性労働者が**保健指導・健康診査を受けるために必要な時間を確保し、医師等による指導事項を守ることができるようにするための必要な措置**を講じなければなりません。

○ 事業主は、女性労働者が妊産婦のための保健指導又は健康診査を受診するために必要な時間を確保できるようにしなければなりません。

（確保しなければならない回数）

・ 妊娠中

妊娠 23 週まで 4 週間に 1 回

妊娠 24 週から 35 週まで 2 週間に 1 回

妊娠 36 週以降出産まで 1 週間に 1 回

・ 産後（出産後 1 年以内）

医師等が健康診査等を受けることを指示したときは、その指示するところにより、必要な時間を確保することができるようにしなければなりません。

○ 妊娠中及び出産後の女性労働者が、健康診査を受け、医師等から指導を受けた場合、その指導事項を守ることができるようにするために、事業主は、勤務時間の変更や勤務の軽減等の措置を講じなければなりません。

（事業主が講じなければならない措置）

・ 妊娠中の通勤緩和（時差出勤、勤務時間の短縮、交通手段の変更等）

・ 妊娠中の休憩に関する措置（休憩時間の延長、回数の増加、休憩時間帯の変更等）

・ 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）

※ 医師等の指導がない場合や不明確な場合にも、女性労働者を介して主治医等と連絡を取り判断を求めるなど、適切な対応が必要です。

母性健康管理について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。



厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/seisaku05/index.html>

女性にやさしい職場づくりナビ

<http://www.bosei-navi.go.jp>

母性健康管理セミナー開催

沖縄労働局雇用均等室では、職場において母性が尊重され労働者がその能力を十分に発揮し雇用が継続できる職場環境の促進を目的に、平成24年2月29日に介護事業所を対象に母性健康管理セミナーを開催しました。



内 容

- 講 演 「職場における母性健康管理について」
母性健康管理指導医 佐久本哲郎
- 事例紹介 「縁あって出会えた貴方と楽しくステキに育てたいゆいま～るの
ところ」 デイサービスせせらぎ（有限会社あらかわ）
- 行政説明 「男女雇用機会均等法について」
沖縄労働局雇用均等室長 生内申明
- 「介護スタッフと事業所を応援しています！」
（財）介護労働安定センター沖縄支部長 大島隆義
妊娠について専門医の立場から講演いただき、均等法や労基法上の事業主が実施すべき措置の説明、介護事業所への支援内容の紹介などが行われました。